

## 講演

### 〈翻訳〉

## 環境に対する侵襲—フランス民事責任法をどう変身させるか？

マチルド・オートロー＝ブトネ〔I～IV〕

ヴァンサン・オートロー〔V〕

訳・中原太郎

- I 個人的環境利益に対する侵襲の賠償
- II 超個人的環境利益に対する侵襲の賠償
- III 非個人的環境利益に対する侵襲の賠償
- IV 多数の個人的環境利益に対する侵襲の賠償
- V 実務的観点からのコメント

### 【訳者まえがき】

本稿は、マチルド・オートロー＝ブトネ氏（リヨン第3大学教授）及びヴァンサン・オートロー氏（キャップ・ヴェール法務部長）をお招きし、2017年3月30日に東北大学法学研究科で開催した講演会の翻訳である（掲載にあたり、報告原稿のアップデートをお願いした）。本講演会は、訳者が研究分担者を務める科学研究費補助金・基盤研究（A）「科学技術の不確実性と法的規制—学際的観点からの包括的制度設計の試み」及び研究代表者を務める科学研究費補助金・基盤研究（A）「現代独仏民事責任法の融合研究—日本法の再定位を目指して」の活動の一環として行われた。

オートロー＝ブトネ教授は、環境法、とりわけ環境民事責任法の専門家として知られる。2003年にオルレアン大学に提出した博士論文『予防原則と民事責任』

(M. BOUTONNET, *Le principe de précaution en droit de la responsabilité civile*, préf. C. THIBIERGE, LGDJ, 2005 として商業出版) は、現代的に重要な当該テーマに関する最初の本格的なテーズであり、その後の議論を主導した。レンヌ第1大学准教授、エクス＝マルセイユ大学准教授を経て、2016年より現職に就いている。日本の研究者との交流も深く、すでにいくつかの書籍・論文において同教授の論稿の日本語訳が公表されている(吉田克己教授との共編による書籍として、『環境と契約』(成文堂, 2014年), 『環境リスクへの法的対応』(成文堂, 2017年))。訳者自身、パリでの在外研究(2012年～2014年)中に同教授と知り合い、何度かフランス語での講演・報告をご一緒するなど、親しい交流を続けさせていただいている(Y. LEQUETTE et N. MOLESSES (dir.), *Quel avenir pour la responsabilité civile?*, Dalloz, 2015; M. HAUTEREAU-BOUTONNET et K. YOSHIDA (dir.), *Regards juridiques franco-japonais sur le risque environnemental*, PUAM, 2017を参照)。同教授にご来仙いただくのは2016年3月(エヴ・トルイエ＝マランゴ准教授(エクス＝マルセイユ大学)とともにお越しいただいた)に続いて2度目であり(作並温泉をいたく気に入られたようである)、講演原稿の日本語訳の公表をご快諾いただいた。

本講演(原題は *Les atteintes à l'environnement, quelle métamorphose pour le droit français de la responsabilité civile?*) は、オートロー＝ブトネ教授の専門であるフランス環境民事責任法の近時の展開を、個人的利益・超個人的利益・非個人的利益・多数の個人的利益という被侵害利益(賠償対象の損害)の分類をもとに概観したものであり、当該テーマに関するフランス法の展開・現状(の1つの見方)を知るうえで貴重な資料となろう。また、オートロー＝ブトネ教授の夫であり、再生可能エネルギー生産会社であるキャップ・ヴェール・エネルギー(Cap Vert Energie)の法務部長を務めているオートロー氏からは、同教授の講演(I～IV)に対し、実務的観点から大変興味深いコメント(V)をいただいた。フランスでは環境損害の賠償に関する立法が達成されたものの、その理論的位置付けや実際の適用には多くの課題が残されている。本誌82巻2号に掲載したパトリス・ジュルダン教授による論稿(拙訳)もあわせてご参照いただければ幸いである(なお、2016年8月8日の法律第1087号により民法典に導入された規定〔第1246条～第1252条〕の日本語訳についても、同論稿に付した「訳者添付資料2」を参照)。

環境に対する侵襲—フランス民事責任法をどう変身させるか？

フランス法上、民事責任は、他人に対する侵害の賠償についての私人間の債権債務関係と定義されます<sup>(1)</sup>。このことは、民法典第 1240 条（旧第 1382 条）<sup>(2)</sup>から導かれます。その際、民事責任の問題は、伝統的に、個人主義的・主観主義的なものとして現れます。人の個人的利益を毀損する侵襲が論じられるのです。このことは、実体的要件の次元だけでなく、訴訟の受理可能性の段階から表れます。すなわち、フランスの訴訟法においては、民事訴訟法典第 31 条に基づき、個人的な訴えの利益を証明することが原告に要求されているため、訴権はその者に固有の利益の毀損を解決することに向けられたものでなければなりません。したがって、原則として、責任訴権は、個人的損害を被った者であり、自己のために賠償を得ることを望む原告によって、提起されます<sup>(3)</sup>。訴訟法の専門家は、これを「通俗的」訴権（action «banale»）と呼びます<sup>(4)</sup>。

「原則として」と言ったのは、常にそうではないことが観察されるからです。たとえば、環境に対する侵襲の問題において、学説に刺激された判事及び立法者によって、年々、賠償対象の損害が増やされ精緻化され、民事責任法の伝統的理解が一変させられてきました<sup>(5)</sup>。

フランス法は、今日では、環境に対する侵襲から生じる財産的・非財産的な個人的損害のほかに、超個人的損害や非個人的損害の賠償を認めます。前者は、被害者固有の利益を超えた人の集合体が共有する価値という環境利益に対する侵襲から生じる損害のことです。後者は、被害者の利益の外にある環境自体という環境利益に対する侵襲から生じる損害のことであり、ここでは、環境は、それを守るという利他的動機の対象ではなく、それ自体保護に値する法的対象として捉えられています。

このことが実現されるには、2種の展開を経る必要がありました。

第 1 に、超個人的な環境利益の侵襲の賠償を認めるために、一定の者に対し、自己固有の利益を全く毀損しないような損害の賠償を請求する権利を認

める必要がありました。

民事訴訟法典第31条<sup>(6)</sup>は、一定の者が自己固有の利益ではなく「特定の」利益を訴訟によって防御できるよう、それらの者に訴え提起の資格を例外的に付与する可能性を立法者に与えており、これにより、上記の挑戦に応じることができました。立法者は、訴訟法の専門家が「特権的」訴権（action «attitrée»）と呼ぶところの<sup>(7)</sup>こうした訴権を創設する可能性に基づいて、環境民事責任法を発展させ、新たなタイプの損害の賠償を認めることができました。こうした新たなタイプの損害は、「個人的」損害と対置させて、しばしば「集団的」損害と呼ばれます。

第2に、非個人的な環境利益に対する侵襲の賠償を認めるために、一定の者に対し、個人的利益や超個人的利益を全く毀損しないような損害の賠償を請求する権利を認める必要がありました。ここでも、たしかに、民事責任の手続的要件によって挑戦に応じることが可能でした。前述の民事訴訟法典第31条は、「特定の」利益を防御するために訴えを提起する権利を一定の者に付与する可能性を立法者に与えることにより、環境自体の利益を守ることができました。しかし、このことは、重要な観念的問題を克服することをも要請しました。すなわち、伝統的に主観主義的であった民事責任実体法は、権利主体に対する侵害だけでなく、自然のように、その利益が防御されるべきところの権利客体に対する侵害をも対象としうることを認めるということです。別の言い方をすれば、人に対して生じた損害のほかに、自然に対して生じた損害もありうることを認めるということなのです。このようにして、立法者は、学説の影響を受け、判例を引き継いで、「主観的な」損害と対置されればしばしば「客観的な」損害と呼称されるところの環境損害を認めたのです<sup>(8)</sup>。

こうして、民事責任法の根本的変身が実現し、賠償可能な損害の増加・精緻化が達成されました<sup>(9)</sup>。

環境に対する侵襲—フランス民事責任法をどう変身させるか？

文字どおりの個人的な利益の賠償に伝統的に向けられていた民事責任法が、今や超個人的利益 (intérêts supra-individuels)、非個人的利益 (intérêts non-individuels)、さらには多数の個人的利益 (intérêts pluri-individuels) に意を割くのです。特に、個人的利益、超個人的利益、多数の個人的利益だけでなく、非個人的利益の賠償が認められるに至ったことにより、民事責任法は、もはや人間の利益のみを気にかけるのではなく、人間のものではない利益をも気にかけて、それにより、人間中心主義的であった民事責任法の理解が踏み越えられていることになります。

この講演では、実定法による承認の時系列にしたがって、今日の民事責任法上賠償可能とされるに至った4つのタイプの侵襲を見ていきたいと思いません。個人的環境利益に対する侵襲 (I)、超個人的環境利益に対する侵襲 (II)、非個人的環境利益に対する侵襲 (III)、多数の個人的環境利益に対する侵襲 (IV) の4つです。

## I 個人的環境利益に対する侵襲の賠償

個人的環境利益に対する侵襲の賠償は、環境に対する侵襲の個人固有の帰結を対象とするものです。

たしかに、このタイプの侵害に関しては、一方で、「通俗的」民事責任訴権が問題となります。「伝統」の中にとどまるのです。

けれども、ここで強調に値するのは、個人的侵害の多様性に対処すべく民事責任法が適応を見せていることであり、これによりその賠償機能が強化されています。

このような適応は、第1に、民事責任の一般法に表れます。

ここでは、賠償を請求する被害者は、訴訟の前段階で個人的な訴えの利益を証明しなければならず、それにより訴訟が受理可能であると判断されたとしても、民事責任の実体的要件の充足を証明しなければなりません。

民事責任の実体的要件は、責任原因、因果関係及び損害であるところ、フランスの判事は、環境紛争が陸続するにつれ、それらが明るみに出す多数の損害を承認し、いったいどのような侵害であれば賠償から免れるのかわからないという程度にまで至っています。

ある象徴的な事件が、このことを物語ります。エリカ号という石油タンカーが、1999年12月12日の夜にブルターニュ海岸沖で難船し、海洋汚染を生じさせました。トタル社の責任を認める判決が、破毀院により、2012年9月25日に下されるに至りましたが<sup>(10)</sup>、そこにおいて破毀院は、第1審（パリ大審裁判所2008年1月10日判決<sup>(11)</sup>）や第2審（パリ控訴院2010年3月10日判決<sup>(12)</sup>）が見事に描写した実に様々な財産的損害・非財産的損害の賠償を認めるに至りました。さらに、汚染により健康被害が生じる場合には、身体的損害の賠償も認められることを付け加えなければならないでしょう<sup>(13)</sup>。

財産的損害に関しては、エリカ号事件は、自然人及び法人は、何よりもまず、様々な物質的な損害、すなわち人の財産に対する侵襲から生じる損害について請求できることを示しました。それらの者が自己の財産を修復するための費用を支出しなければならなかった場合や、自己の所有物の価値が損なわれた場合がこれにあたります。この点については立法者も介入し、環境損害の賠償に関する特殊の規律枠組みが最近創設された際に、「侵害の即時の実現を防止するために、侵害の悪化を避けるために、又はその結果を低減させるために余儀なくされる費用は、賠償可能な損害を構成する」ことが認められました（民法典第1251条）。こうして、所有者、地方公共団体又は環境保護団体は、侵害にあらかじめ備えたうえで、支出を余儀なくされた費用の償還を得るために訴えを提起することができます。

次に、エリカ号事件がこれまたよく示すように、被害者は経済的損害について請求することができます。パリ控訴院判決は、経済的損害とは、「市場の喪失、得べかりし利益又は売上喪失のような収入の喪失及び逸失利益の

環境に対する侵襲—フランス民事責任法をどう変身させるか？

総体であると理解される」としました。こうした損害は、商業者など、その活動が自然の質に依存するような者にとって重要です。たとえば、エリカ号による海洋汚染では、汚染された地域の観光が衰退したことを考慮して、海水浴場のレストランの主人やその他の商業者に対する賠償がなされました。

非財産的損害に関しては、その輪郭をはっきりさせるのがより難しいのですが、エリカ号事件は、どのようにそれを精緻化できるかを示しました。ここでは、判事は、享楽損害を人のイメージに対する侵襲による損害と区別しました。

前者は、自然を享受し利用することができなくなることによる精神的苦痛です。たとえば、釣り愛好家が趣味の活動を行うことができなくなったというようなものです。権利に対する侵襲は、それ自体、精神的損害であることを認めうるのです。

後者がエリカ号事件で明確に厚遇された損害です。同事件は、一定の法人が環境の質から享受する評判に言及します。たとえば、観光について良いイメージを享受していたのに、海洋汚染によりその評判が害された市町村、県及び地域圏が賠償を得ました。

今後、判事が新たな一步を踏み出しうるかが問題となります。すなわち、憲法的価値を持つ環境憲章上、良い環境で生活する権利が保障されているところ、その単なる侵害により精神的損害が生じることを認めるかどうかです。

このように、一般法において、判事は賠償可能な個人的損害を増加させることに好意的です。

このような傾向は、第2に、個人的損害の賠償に好意的な規律枠組みを創設するに至った環境民事責任の特別法においても、支持されています<sup>(14)</sup>。

一方において、異常近隣妨害の法理が想起されます。この法理は、19世紀に判事により創設されたものですが、発生源である事業者がフォートを犯

したかどうかを問題としないため、全ての産業的な公害を対象とします。この法理は、特に、賠償金の付与だけでなく、侵害の差止めや防止措置を課することができる点に実益があります。これにより、判事は、侵害の実現を待つことなく、事業者に環境保護のための義務を課することができます。

他方において、国際法由来の2つの法律上の規律枠組みを挙げることができます。原子力施設から生じる侵害の場合の責任に関する規律枠組み（原子力分野における民事責任に関する1968年10月30日の法律第943号。1960年7月29日のパリ条約を国内法化したものであり、すでに数度改正）と、海への炭化水素の排出による責任の規律枠組み（1969年5月30日に発効し1975年6月26日のデクレ第533号で公布された1969年11月29日のブリュッセル条約）です。これらの2つの規律枠組みの目的は、強制保険に加入した者に集中される当然責任の規律を創設し、実に多様な侵害の賠償を容易にすることにあります。原子力に関していえば（まだ適用例はありませんが）、責任主体は「民間利用か軍事利用かを問わず、原子力施設を操業する自然人又は公法人若しくは私法人」であり、賠償は、人身侵害だけでなく「原子力侵害」、すなわち事故の物質的な帰結の総体についてなされます。炭化水素に関していえば、責任は「船荷を輸送する船舶のあらゆる所有者」に、「保護措置の費用及び当該措置により生じたあらゆる喪失又はあらゆる侵害」について課されます。しかし、他の者、とりわけ傭船者も、故意によるフォート又は宥怨しがたいフォートを犯した場合には、一般法に基づいて責任を負います。エリカ号事件におけるトタル社はその例です。

以上より、フランス民事責任法においては、環境に対する侵襲から生じる個人的損害の賠償に好意的な傾向が、明らかに存在します。民事責任の伝統的理解が、フル活用されるのです。フル活用されるのですが、固有の個人的利益を超える利益、すなわち共通の価値を取り巻く者をひとまとまりにさせる利益に対して生じた損害を把握するには、十分ではありません。そのた

環境に対する侵襲—フランス民事責任法をどう変身させるか？

め、超個人的環境利益に対する侵襲の賠償を認めるべく、立法者が民事責任の伝統的理解を踏み越える必要が生じます。

## II 超個人的環境利益に対する侵襲の賠償

超個人的利益とは、あるいは社会全体に関わるものであるために、あるいは環境的価値のように人の集団に共通の一定の価値に関わるために、固有の個人的利益を超える利益を指します。前者は公益であり、後者は集团的利益です<sup>(15)</sup>。

公益に関していえば、フランス法は、公益の防御の権限を、裁判所での国の代理人たる検察官に留保しています。検察官は、公序を乱すに至った所為について賠償を請求するために、訴訟に参加します。環境分野では、環境に対する侵襲は公序の防御に関わるため、検察官が私訴に参加します。検察官は、民事責任の一般法から外れる損害、すなわち社会が被った損害の賠償を得ることになりますが、それは時として「社会的損害」<sup>(16)</sup>と呼ばれます。

集团的利益に関していえば、事は単純ではありませんでした。判事は、長らく、集团的利益というのは「同一の利益共同体のもとに人々をまとめあげるもの」<sup>(17)</sup>であり、公益と融合すると考えていました。これにより、検察官の独占を維持すべく、市民が個人的利益以外の利益を防御するために訴えを提起するのは認められないとされていました<sup>(18)</sup>。集团的利益を民事訴訟法典第31条にいう「特定の利益」のカテゴリーに含ませるために立法者が介入し、法律規定により、「特権的」訴権として、その侵襲から生じる侵害の賠償を請求することを一定の者に認める必要がありました。

ここで注目されるのは、第1に、立法者によりその環境保護活動能力に鑑みて訴えの提起を認められる者が増加していることです。

今日では、一定の環境保護団体のほか、地方公共団体、自然公園、フランス生物多様性機構、フランス・エネルギー機構のような多様な公法上の法人

に認められています<sup>(19)</sup>。このことは、取るに足らないことではありません。というのは、訴えの提起を認められる者が多くなればなるほど、一定の損害につき賠償が多くなされうるからです。

しかも、判事は、最も頻繁に登場する団体について、訴訟の受理可能性の法律上の要件を緩和する傾向にあります。立法者が被承認団体の受理可能性の要件を拡大するに至ったことを受け、判事は、「集团的利益が当該団体の団体目的に含まれる以上、当該団体は集团的利益の名の下に訴えを提起できる」ことを認めているのです<sup>(20)</sup>。今日において受理可能性について重要なのは、団体の目的と侵襲自体が合致するということです。集团的環境利益の侵襲から生じる侵害の賠償について、判事が広く門を開いているとの印象を受けます。

しかし、これは、どのような侵害についてなのでしょう。

一般に、集团的利益の侵襲にまつわる侵害は、「集团的な」侵害であるといえます<sup>(21)</sup>。この点については、債権法の改正草案が、環境法を超えて一般的承認を与えていることが目を引きます（司法省法律草案〔2016年4月29日〕第1235条<sup>(22)</sup>）。ただし、賠償請求者の種類に応じて集团的損害が精緻化されていることが確認できるのが、興味深いところです。原告の地位と賠償可能な損害であるとの性質決定の間にはかなり強い関連性があり、賠償可能な損害は、訴権主体がいかなる分野につき環境保護能力を有しているかに密接に結びつけられます。それぞれの訴権主体の環境保護能力の背後には、あるタイプの集团的損害が隠れているのです。そして、環境保護能力は、統合的な環境価値を反映したものです。このことは、特に、環境保護団体と地方公共団体にあてはまります。

環境保護団体に関していえば、立法者は受理可能性の要件として集团的利益を挙げていますが、判事は常に集团的損害に言及するわけではありません。時として、精神的損害（これは個人的損害ゆえ正確ではありませんが）、あ

(320)

環境に対する侵襲－フランス民事責任法をどう変身させるか？

るいは、何らの詳論も伴わずに単なる「損害」を指摘します。しかし、エリカ号事件が明確に示したように、集团的損害は、より正確には、団体の特定の任務、すなわち団体目的の侵襲にあり、これは侵襲された価値を統合させるものに他なりません。たとえば、この事件において、パリ控訴院は、一定の団体の「アイデンティティーを基礎付ける価値」を確認したうえで、そこから「団体目的に対する侵襲」を導きました。特に、パリ控訴院は、当該の環境の保護における団体の任務の重要性と有用性に応じて、賠償額を区別しました。他方において、指摘するに値するのは、環境保護団体の任務は環境価値をよく体現するものであるため、破毀院は、当該事案において環境に対する侵襲が全くなかった場合であっても、任務が侵襲され集团的損害の賠償が生じることを認めるのに躊躇しないという点です。不正な活動により環境に対するリスクが生じたという事実のみで、環境保護団体により防御される集团的利益に対する侵襲が認められるのです<sup>(23)</sup>。

地方公共団体に関していえば、エリカ号事件では、「自然遺産の完全性に対する侵襲」という損害が認められました。それにあたり、判事は、環境法典第 L. 142-4 条を適用しました。同条によれば、「当該地方公共団体が権限を行使する地域に対して直接又は間接の損害を与え、自然及び環境の保護に関する法律規定への違反並びにそれらの適用のための条文への違反を構成する所為について」、地方公共団体及びその下部団体に訴えを提起する資格が与えられます。これらの団体は、当該地域の環境保護を監視する権限を有していることに注意しましょう。したがって、環境に対する侵襲は、これらの団体が当該地域について有する権限に応じて体現する環境価値への侵襲をもたらすことになるのです。それゆえ、エリカ号事件において、判事は、「住民の団体」が「海洋汚染の被害を受けた他の全ての地域住民と同様に、真の攻撃を受けた」ことを認めるに至り、これらの様々な法人は、その能力及び構成に基づいて、「住民の福祉を保つ使命」があったことを確認します。

このように、環境に対する侵襲から生じる集団的侵害の賠償訴権の背後には、一定の者が具体化し、代理し防御する統合的な価値に対する侵襲についての損害が見出されます。しかし、いずれにせよ、これらの訴権によっては、もう1つのタイプの侵襲を賠償することまでは認められません。すなわち、自然自体が被る侵襲です。集団的利益は人間の利益に関わるものであり、人間中心主義的な理解に基づく民事責任法の延長線上にあります。環境保護にまつわる価値を償うために損害賠償が認められているのであって、その環境が被った侵襲が償われるわけではないのです。そのため、立法者は、非個人的な環境利益に対する侵襲を賠償するための特別な訴権を作り、新たな一步を踏み出す必要がありました。

### Ⅲ 非個人的環境利益に対する侵襲の賠償

非個人的利益に対する侵襲とは、環境に対する侵襲の帰結を指し、個人的・超個人的な人間の利益ではなく、環境自体の利益に関わります。この損害を認めるのは、自明なことではありません。自然は人ではないために、いかなる訴えの利益もなく、自己の損害の賠償を請求することができないからです。

この障害を乗り越えるために、理論的には2つの解決が可能であることに注意しましょう。1つは、自然に法的地位を与える、つまり、代理人を介して訴訟を提起し、最終的に自身が被った損害の賠償を得ることができるように、法的主体の資格を与えるというものです。ポリビアやエクアドルのようないくつかの南米の国々は、このような選択をします<sup>(24)</sup>。もう1つは、自然に法的主体たる地位を与えることなく、それに対する侵襲が賠償に値するような「保護されるべき利益」として、自然を捉えるというものです。この場合、ある学説が指摘したように<sup>(25)</sup>、自然の利益を防御しようようにするべく、一定の者に訴えを提起する権利を与えるという点が、民事責任の一般

環境に対する侵襲—フランス民事責任法をどう変身させるか？

法からの逸脱点になります。フランス法はこちらを選択し、チリ法、アメリカ法、ブラジル法及びメキシコ法と同じ立場をとりました<sup>(26)</sup>。フランス法は、もはや「主観的な」損害ではなく「客観的な」損害として、法的主体ではないものが被る損害の賠償を認めているのです。

第1に、エリカ号事件において、大きな第一歩が踏み出されました。破毀院は、2012年9月25日の判決により、トタル社が、個人的利益及び集团的利益のほかに、環境に対して生じた損害についても責任を負うことを認めました。ただ、いかんせんこの判例は不確かなものでした。というのは、この損害の賠償を認めるために、判事はそれを、原告、すなわち環境保護団体及び地方公共団体が被った個人的損害と同視していたからです。非財産的損害と環境損害を混同したうえで、これらの者への賠償金の支払が命じられました。しかし、損害はこれらの者が被ったのではなく、自然に対して引き起こされたのです。

それゆえ、第2に、立法者が介入する意味が出てきました。生物多様性、自然及び景観の回復のための2016年8月8日の法律第1087号は、民法典を改正し、環境損害の賠償に関する特別の民事責任の規律枠組みを創設しました<sup>(27)</sup>。この規律枠組みは、民法典第1246条以下に挿入されました。今や、民法典第1246条は、「環境損害について責任を負う者はすべて、それを賠償する義務を負う」と規定し、さらに同第1247条は、「生態系の構成要素及び機能又は人間が環境から引き出す集团的利益に対する無視できない侵襲から成る環境損害は、本章が規定する要件において、賠償されうる」と規定しています。これにより、新たなタイプの損害が賠償可能となり、これについて様々な損害項目が想定されうることになりました。すでに、一部の学説は、数年前から、環境損害の一覧表によって判事を誘導することを提案するのをためらいませんでした。それによれば、土壌、水、大気、動物相、植物相に生じた損害は、それぞれ区別しなければならないとされます。

何にも増して、立法者は、こうした新たなタイプの損害、すなわち個人的損害や超個人的損害とは混同されないところの、人間のものではない利益に対する損害の承認にあたり、その賠償を確保するために、2つの重要な規定を用意しました。

第1に、一定の者に、自身が被ったのではない損害の賠償を請求するために訴えを提起する権利が与えられます。原告となる者は、被害者ではないのです。民法典第1248条は、「環境損害の賠償訴権は、国、フランス生物多様性機構、地方公共団体、その管轄地域が関わる地方公共団体及びその集合並びに公施設、被承認非営利社団又は訴訟提起の日の少なくとも5年前に創設された非営利社団であって自然保護及び環境防御を目的とするもの等の、訴えを提起する資格及び利益を有するあらゆる者に与えられる」と規定します。この規定は、非常に曖昧です。一方で、次のことは確かです。当該規定が明示する法人は、この新たなタイプの損害の賠償を請求できます。そうした法人は、集団的環境利益を防御するために訴えを提起する資格も有しているため、2つの根拠に基づいて訴えを提起することが考えられます。すなわち、その者が防御する利益に対する侵襲から生じる集団的損害の賠償を得るというものと、環境損害というその者が被ったわけではない損害の賠償を求めるというものです。他方で、立法者は、訴えを提起する資格及び利益を有するあらゆる者が、環境損害の賠償を求めることができるとします。民事訴訟法上、ある者が個人的な訴えの利益を証明した場合には、判事はそこから訴えを提起する資格を導くということを想起しなければなりません。したがって、このことは、立法者が言うことを鵜呑みにするならば、環境に対する侵襲が自身に対して一定の結果を招くことを証明するあらゆる者は、環境損害の賠償を求めうるということを意味します。別の言い方をすれば、自身の個人的利益に対する侵襲の賠償を求めるためにだけでなく、非個人的利益に対する侵襲の賠償を求めるためにも訴えを提起するということになります。

環境に対する侵襲—フランス民事責任法をどう変身させるか？

けれども、この場合、その者は賠償を享受しません。すなわち、第2に、原告と訴訟の受益者を区別する規律が設けられています。賠償は現実賠償によってなされなければならない、あるいは、それが不可能又は不十分な場合には「環境の修復」に充てられる賠償金の支払によってなされなければなりません（民法典第1249条）。判事の職権が制限されていることに加え、既存の民事責任法で認められている賠償金の自由割当原則が排除されています。この割当てに関しては、環境一般ではなく当該事案で侵襲された環境に言及するのが望ましかったであろうと考えられるところですが、それでも、この規定は重要です。現実賠償を優先し、また賠償金の割当てのあり方を強制することにより、立法者は、訴訟の目的が実現すること、すなわち自然が被る損害が修復されることに留意するのです。とりわけ、立法者は、原告を利する個人的損害・集团的損害の賠償と、原告を利するべきではない環境損害の賠償とが混同されるのを、避けようとしているということが出来ます。

このように、この法律により、立法者は、概念的レベル・実用的レベルにおける民事責任法の適応能力を徹底的に押し進めるに至りました。概念的レベルというのは、この法律がついに、人の利益、すなわち個人的利益・超個人的利益から、人のものではない利益への移行を実現しているからです。実用的レベルというのは、望まれた結果を達成することができたのは、損害という伝統的な要件、また賠償金の自由割当てという伝統的な原則を更新することによってであったからです。

他方において、フランスの立法者は、より古典的な個人的損害のよりよい賠償を実現したいという意図から、もう1つの段階にも足を踏み入れます。多数の個人に対する侵襲の賠償です。

#### IV 多数の個人的環境利益に対する侵襲の賠償

どのような問題かは、よく知られています。環境に対する侵害により、し

ばしば、共通の淵源を持つ多数の個人的損害、言い換えれば「多衆侵害」<sup>(28)</sup>が発生します。環境に対する侵襲は、多数の人々に対する物質的、精神的又は身体的な侵害をもたらします。たとえば、河川の汚染は、財産侵害を生じさせることにより、付近住民の個人的利益を侵害しえます。この場合、これらの被害者が、講演の最初の方で述べた「通俗的」民事責任訴権を行使するのを妨げるものは何もありません。しかし、困難が生じます。すなわち、被害者の数が多いことによって裁判所の負担が増大し、また、カズイスティックに扱われることにより、多様な、時として矛盾した裁判所の解決が示されかねません。他方において、侵害の原因が類似しており同一人の所為により侵害が生じた場合においては、その者がすぐに支払不能となり被害者間に不平等な状況が生じることがありえます。さらに、被害者が何百人も生じるような量的に大きな侵害であっても、被害者は損害が質的には重要でないために訴えの提起をためらうことがありえます。特に精神的損害のようにわずかな額の賠償を得るために複雑・過酷で費用がかかる訴訟に巻き込まれるというのは、多くの被害者のためらいの元となり、結局、訴えを提起しないという選択肢が勝ることになります。ここには、明らかな不正義があります。被害者に対する侵襲について裁判システムが対応していないことに加え、汚染者が勝ち逃げすることになります。汚染者は、被害者が行動しないのをいいことに、責任を免れるのです。

こうした状況を前にして、他の分野と同様に、共通の淵源を持つ侵害を被った被害者を集結させ、ある者に彼らの個人的利益全体、すなわち多数の個人的利益の防御の可能性を与えるという解決がなされます<sup>(29)</sup>。これは、民事訴訟法典第31条に対する例外です。訴えの個人的利益を有するのはその集団の中の個々人であって、賠償請求のために訴えを提起する者ではないのですから。他の特権的訴権についてと同様に、その者に訴えを提起する特別な権限を与える必要があります。

環境に対する侵襲—フランス民事責任法をどう変身させるか？

しかるに、この点に関するフランス実定法の欠缺を埋めるべく、近時、立法者は、様々な分野で集団訴権を創設しましたが<sup>(30)</sup>、その中には環境分野も含まれています。環境法典第L.142-3-1条Ⅱは、次のように規定するに至りました。「類似の状況に置かれた複数の者が、本法典第L.142-2条に規定された分野について、同一人により引き起こされ、その者が負う法律上又は契約上の義務に対する同質の違反を共通の原因とする侵害から生じる損害を被った場合には、民事裁判所又は行政裁判所に対し、集団訴権を行使することができる。」<sup>(31)</sup>。この環境集団訴権は、環境法典第L.142-3-1条という特別規定により規律されるとともに、2016年11月18日の法律第1547号により民事訴訟法典（第5章第5節「集団訴権」として規定されている第826-2条以下）及び行政訴訟法典に導入された訴訟の共通枠組みに関する諸規定により規律されます。いくつかの点を取り上げましょう。

第1に、防御の権限は、その定款上の目的に身体侵害の被害者の防御又は当該団体の構成員の経済的利益の防御が含まれる団体であって、コンセイユ・デタのデクレが定める要件のもと承認されたもの並びに環境法典第L.141-1条の適用により承認された環境保護団体に与えられます。後者に関しては、他の集団訴権について規定されているのとは異なり、5年以内に届け出られた団体により提起された訴えは受理されないことに注意する必要があります。承認された団体のみであるとはいえ、民事裁判所判事は、団体が提起する訴えの受理可能性を非常に緩やかに認めています。「集団的利益がその団体目的に入る限り、団体は集団的利益の名で訴えを提起することができる」<sup>(32)</sup>とされているのです。

第2に、この訴権は、賠償可能な侵害及び責任原因の面で限定されています。「環境に対する侵害から生じた身体的損害及び財産的損害又はその双方」（環境法典第L.142-3-1条Ⅲ）の賠償にしか用いることができません。また、前述の環境法典第L.142-3-1条Ⅱが規定するように、被告にフォートがあ

(327)

ることが必要であるとされています。

第3に、効果に関しては、環境集団訴権には一般法との関係で独自性が認められています。損害の賠償に加え、防止をも重視することから、悪いものを源から取り除く、すなわち違反行為の差止めが認められています（環境法典第L.142-3-1条Ⅲ）。集団的利益及び環境利益自体の防御に資するものであるところ、これはすでに環境法典第L.142-2条及び民法典上の環境損害の賠償の新規律（民法典第1246条以下）により環境保護団体の権限に含まれていることからすると、意外な規定に映るかもしれません。

第4に、審級の進行に関しては、2016年11月18日の法律第1547号が定める共通枠組みから、いくつかの要素が指摘できます。まず、団体は、行政裁判所又は民事裁判所（大審裁判所）に訴えを提起することができます。訴えは、確認される違反行為を差し止め、若しくは中止させ、又はそれにより生じる損害を賠償させるために、被告を遅滞に付すことから始まります。和解手段の手段が勧奨される4か月の期間（民事訴訟法典第826-14条）が経過した後、手続は2段階でなされます。第1段階においては、判事が「責任に関する判決」（民事訴訟法典第826-15条）を下し、そこでは、「集団への結び付けの基準を定めつつ、被告が責任を負う対象の集団」が指定されるだけでなく、「判決が定義する集団を構成する人のカテゴリーのそれぞれについて賠償されうる損害」が決定されます。上訴手段が尽きた後、被害者が2種の方法で集団に参加するための公告がなされます。すなわち、この第2段階（民事訴訟法典第826-17条以下）において、被害者は、「損害賠償の個別手続」か「損害清算の集団手続」かの選択権を有します。前者では、責任ありとされた者又は賠償を受任された請求者に対して賠償請求がなされ、後者では、判事が「金額又は人のカテゴリーのそれぞれにつき賠償されうる損害を算定するための全ての要素」を判決により定め、たうえで、集団を構成する者が被った損害の賠償について被告と交渉する資格を団体に与えるという独特の手続

環境に対する侵襲—フランス民事責任法をどう変身させるか？

がとられます。

一方で、こうした新たな訴権は、多衆侵害における被害者の賠償を前進させるものといえるでしょう。他方で、立法者は、集団訴権の守備範囲を財産的・身体的な個人的損害の賠償に限定し、精神的損害の賠償を排除することにより、環境分野における集団訴権の実益を相対化させています。環境に対する侵襲は、多くの精神的損害をもたらすものです。汚染の影響を受ける自然人は、様々なものの享受を妨げられもします。環境憲章第1条が保障する、均衡がとれ保健衛生に配慮した環境で生活する権利を侵害されることになるのです。訴訟は不便であるために、これらの者は、精神的損害の賠償を求めるために訴えを提起することはしません。ここにこそ、集団訴権の実益があったはずなのです。

集団訴権が非財産的損害に使えないのが残念であるということはさておき、フランス法が今や、環境侵害に際してあらゆる被侵害利益を把握しうる真の「環境民事責任法」を有するに至ったということが確認できます。今後は、人間の利益（個人的利益、多数の個人的利益及び超個人的利益）に対する侵襲の賠償と、非個人的環境利益に対する侵襲の賠償とを、区別する必要があります。

以上のような民事責任法の変身は、驚くべきことでしょうか。そうは思いません。このテーマは常に、新たな社会的挑戦に応じる力を持っていたからです。

## V 実務的観点からのコメント

環境に対する侵襲について、事業者はどのようなリスクにさらされるでしょうか。

私の職業的経験についてお話いたします。私は、現在、(廃棄物からバイオ・メタンを生成する)メタン化施設を建設し操業する企業の法務部長です。

われわれの活動から事故が生じ、環境に対して多かれ少なかれ侵襲がもたらされることがあります。たとえば、監視を怠ったことによって、液体廃棄物を含むタンクがあふれるという事態が想定できます。

マチルドがたった今説明したことに立ち戻りますと、こうした問題について、われわれは事業者として様々な紛争リスクに直面します。その中には、民事責任法に関するものがあります。

われわれに対して訴訟を起こそうとするのはどのような人でしょうか。

今日では、以下の者により提起される訴訟のリスクが存在します。

－施設の周辺住民です。たいていは農業者です。それらの者は、自身が被った全ての財産的・非財産的侵害について賠償を請求するでしょう。より具体的には、われわれに対し、土壌を除染し、事業損失について賠償金を支払うよう求めてくるでしょう。たいていの場合、被告による現実賠償（時としてその能力がある者に頼るでしょう）とその他の損害についての金銭賠償ということになります。興味深いのは、必ずしも環境損害を認める生物多様性法が適用されるわけではないという点です。すなわち、賠償されるべき損害は財産的損害であり、ある者の財産に対して生じた損害の現実賠償が問題となるのです。結局、環境損害の賠償に関する新たな規律枠組みは、個人的な財産的損害が十分に賠償されない場合や、環境に対する侵襲がこの財産的損害の賠償によっても残る場合にのみ、適用されることとなります。

－環境保護団体です。われわれに対し、その非営利団体が防御する環境利益に対する侵襲の賠償を求めてくることとなります。フランスには環境NGOが多数存在し、全国レベルだけでなく地方レベルでも活発であることを述べておかなければなりません。非営利団体が訴えの提起を決断する可能性は、大いにあるのです。団体が刑事手続の中で私訴の申立てをすることができる場合には、訴えの提起はより容易になります。フランスでは、ほとんどの場合において、刑事訴権ないし公訴は、国による行き届いた鑑定を享受

環境に対する侵襲—フランス民事責任法をどう変身させるか？

することができる点で、非営利社団にとって重要な実益があります。このことは、民事裁判所に訴えが提起される場合にはあてはまりません。フランスでは特に、刑事訴訟において私訴を申し立てることで、非営利社団は刑事判決だけでなく民事判決も得ることができます。同一の判事が、われわれに対して刑事・民事の有責判決を下しうることになります。刑事訴訟は、証拠の面で明らかに安価なため、非営利社団にとってより便利です。

—しかし、マチルドの講演を聞くと、今日では、われわれはより多くの賠償をしなければならないようです。すなわち、この非営利社団が、われわれに対し、残りの環境損害の賠償をも求めてくるという強い可能性があります。先ほどの例に戻って、液体廃棄物が施設の近くにある川に流れ込んだという事例を想定しましょう。環境損害は、水、動物相、植物相、つまり生物多様性に対する侵襲という観点から、非常に重大です。ここに困難が見出されます。われわれ事業者は、この分野について、まったく能力を有していないのです。したがって、判事は、侵害を算定するためだけでなく、水質が改善された場合の魚の放流のようなタイプの賠償措置を命令するために、鑑定に頼る必要があります。侵害が修復可能でなく、あるいは修復が難しいということすら想像できます。この場合、民法典第1249条第2項が規定する例外が問題となり、それによれば、現実賠償が不可能なときには金銭賠償に戻ることが認められています。マチルドが説明したように、非営利社団に支払われる金銭は環境の修復に充てられなければならないということを、法律は規定しています。この場合、近くの汚染されていない他の川に魚を放流するというキャンペーンの資金調達に参加せよという有責判決が出されることが想像されます。

最後に、訴訟においてのみ機能する民事責任は、副次的・補充的な性格を有することを強調したいと思います。環境に対する侵襲は緊急的な状況から生じるところ、次の諸点を指摘することができます。

第1に、賠償の前段階で、侵襲を防止し又は差し止める必要があります。この点に関し、事業者は、多数の行政警察的規律に従わなければなりません。事業者は事故の発生を即時に知事に通知しなければならず、環境侵害リスクを阻止するための差止措置を即時に採らなければなりません。ここでは、知事が、不可欠だと考えられる措置を課すために介入してくるようになります。

他方において、フランス法は、判事が緊急の決定を下すことができるようにするための法的システムを備えています。急速審理判決と呼ばれるものです。したがって、環境保護団体や当該の農業者は、緊急措置として、この段階では訴権の正当性を気にかけることなく、汚染の差止めと侵害の防止措置を即時に命じてもらうために、判事を把握することができます。

第2に、賠償の段階において、すなわちすでに侵害が生じた場合でも、行政警察システムは比較的有効です。知事は、事業者に対し、原状回復措置を命じることができます。特に、環境に対して生じた侵害の賠償を規定するEU法由来の行政警察的規律が存在します。2004年4月21日のEU指令であり、2008年に国内法化されました。このように、民事責任の判事が出てくる前に、知事が出てくるのです。したがって、賠償されるべき環境損害がもはや存在しないということは、大いにありうるのです。経済的・社会的利益に鑑みて高すぎる措置を課すのを知事はためらうだろうと考えるのならば、別ですが。

そうした場合には、民事訴訟に存在意義があるのは確かです。

以上のことが言えるとしてもやはり、民事責任法は依然として、その他の侵害、すなわち、マチルドが個人的利益・超個人的利益と名付けたところの、人や集団に対して生じた侵害を把握し、賠償する唯一のものであり続けます。したがって、行政警察的規律の役割と民事責任の役割との間には、まさしく相互補完性があります。

環境に対する侵襲—フランス民事責任法をどう変身させるか？

- (1) フランス民事責任法全般につき、特に、G.Viney et P.Jourdain, *Traité de droit civil, Les conditions de la responsabilité*, LGDJ, 4<sup>e</sup> éd., 2013を参照。このテーマに関する展開につき、G.Viney, *Traité de droit civil, Introduction à la responsabilité*, LGDJ, 3<sup>e</sup> éd., 2008.
- (2) フランス民法典第1240条 他人に損害を生じさせるひとの所為はいかなるものであってもすべて、フォートによってそれをもたらした者に、それを賠償する義務を負わせる。
- (3) 訴権は、民事訴訟法典第30条第1・2項で定義されている。それによれば、「申立当事者にとっては、申立ての内容について審問される権利であり、それに基づいて、判事は申立てが正当であるか不当であるかを判断する。相手方にとっては、訴権とは、この申立ての正当性について争う権利」である。訴えの利益については、S.Guinchard, F.Ferrand et C.Chainais, *Procédure civile*, Précis Dalloz, 33<sup>e</sup> éd. 2016, n° 189を参照。
- (4) 「特権的訴権」との対比である。両者の区別については、特に、S.Guinchard, F.Ferrand et C.Chainais, supra note 3, n° 189; L.Cadiet, J.Normand et S.Amrani Mekki, *Théorie générale du procès*, PUF, 2<sup>e</sup> éd., 2013, n° 84.
- (5) 環境分野における民事責任について、特に、L.Neyret, *Rép. Dalloz*, V° Environnement; M.Boutonnet, *J.-cl. Environnement et Développement Durable*, v. Fascicule Contentieux civil 参照。
- (6) フランス民事訴訟法典第31条 訴権は、申立ての奏功又は排斥について正当な利益を有するすべての者に与えられる。ただし、法律により、申立てを提起し若しくはそれに反駁し又は特定の利益を防御する資格があるものとして当該法律が認める者にのみ訴権が与えられる場合は、この限りでない。
- (7) S.Guinchard, F.Ferrand et C.Chainais, supra note 3.
- (8) L.Neyret, *Atteintes au vivant et responsabilité civile*, préf. C.Thibierge, LGDJ, 2006, n° 625 et s.が用いる表現である。
- (9) この傾向は、L.Neyret, «Le préjudice collectif né du dommage environnemental», in L.Neyret et G.J.Martin (dir.), *Nomenclature des préjudices environnementaux*, LGDJ, 2012で強調されている。
- (10) N° 10-82-938. M.Boutonnet, «L'Erika, une vraie-fausse reconnaissance du préjudice écologique», *Environnement et Développement Durable* 2013/1, Etude 2; F.-G.Trébulle, «Quelle prise en compte pour le préjudice écologique après l'Erika?», *Environnement et Développement*

- Durable* 2013/3, p.19; M. Bacache, «Quelle réparation pour le préjudice écologique?», *Environnement et Développement Durable* 2013/3, p.26; P. Jourdain, « Consécration par la Cour de cassation du préjudice écologique », *RTD. civ.* 2013, p.119 参照。
- (11) この判決については, *JCP G* 2008, act. 88 et *JCP G* 2008 I, 126, note K. Le Couviour, *JCP G* 2008, II, 10053, note B. Parance; *AJDA* 2008, p. 934, note A. Van Lang を参照。また, M. Boutonnet, «2007-2008, L'année de la responsabilité environnementale», *RLDC* avr. 2008, p. 21; L. Neyret, «Pour un droit commun de la réparation des atteintes à l'environnement», *D.* 2008, p.2681 も参照。
- (12) N° 08.02278. M. Boutonnet, note sous l'arrêt ERIKA 30 mars 2010, *Environnement* 2010/7, p.13; L. Neyret, *D.* 2010, chron. p.2238 を参照。
- (13) 賠償可能な損害の具体化に関して, L. Neyret, supra note 11; M. Boutonnet, supra note 12.
- (14) この特殊な環境責任に関して, M. Boutonnet, supra note 5 参照。
- (15) この区別及び各当事者の役割について, S. Guinchard, F. Ferrand et C. Chainais, supra note 3, n° 194 参照。
- (16) この呼称について, L. Neyret, supra note 9, p.198 参照。
- (17) この定義について, S. Guinchard, F. Ferrand et C. Chainais, supra note 3, n° 194 参照。
- (18) このことにつき, S. Guinchard, F. Ferrand et C. Chainais, supra note 3, n° 193 参照。
- (19) 環境法典第 L.142-2 条・L.142-4 条及び第 L.132-1 条参照。
- (20) Civ. 3<sup>e</sup>, 26 sept. 2007, n° 04-20.636 (M. Boutonnet, «2007-2008: l'année de la responsabilité civile environnementale», *RLDC* 2008/48, n° 2480; P. Jourdain, obs. *RTD civ.* 2008, p.305; B. Parance, *JCP G* 2008, II, n° 10020); Crim. 12 sept. 2006 et Civ. 2<sup>e</sup>, 5 oct. 2006, n° 05-17.602 (*Environnement* 2007, comm. n° 63, obs. M. Boutonnet)。
- (21) L. Neyret, supra note 9, p.194.
- (22) 司法省法律草案〔2016年4月29日〕第1235条 侵害から生じ、財産的又は非財産的な、個人的又は集団的な、適法な利益の毀損からなるあらゆる確実な損害は、賠償されうる。
- (23) この傾向につき, M. Boutonnet et L. Neyret, «Préjudice moral et atteintes à l'environnement», *D.* 2010, p.912.

環境に対する侵襲—フランス民事責任法をどう変身させるか？

- (24) E. Fernandez, «Les controverses autour de l'intérêt à agir pour l'accès au juge constitutionnel: de la défense du droit à l'environnement (Costa Rica) à la défense des droits de la nature (Équateur)», *VertigO - la revue électronique en sciences de l'environnement*, Hors-série 22 septembre 2015 (<http://vertigo.revues.org/16214>).
- (25) L. Neyret, supra note 5.
- (26) この点一般について, M. Boutonnet, «Les enjeux d'une loi sur le préjudice écologique, les enseignements des droits étrangers», *Environnement et Développement Durable*, oct. 2014, n° spéc., p. 28.
- (27) M. Hautereau-Boutonnet, «La réparation du préjudice écologique en droit français», in M. Hautereau-Boutonnet et K. Yoshida (dir.), *Regards juridiques franco-japonais sur le risque environnemental*, PUAM 2017, p. 65 参照。
- (28) A. Guégan, *Dommages de masse et responsabilité civile*, préf. P. Jourdain, LGDJ, 2006.
- (29) 環境分野に関して, M. -J. Azar-Baud, «L'action de groupe, une valeur ajoutée pour l'environnement?», in M. -P. Camproux-Duffrène et J. Sohnle (dir.), *La représentation de la nature devant le juge, approche comparative et prospective* (<https://vertigo.revues.org/16159>) 参照。
- (30) 21世紀の司法の現代化に関する2016年11月18日の法律第1547号 (*JO* 19 nov. 2016)。S. Amrani-Mekki, «Le socle commun de l'action de groupe de la loi de modernisation de la justice du XXI siècle», *JCP G* 2016, 1340 参照。
- (31) M. Bacache, «L'action de groupe en matière environnementale», *Énergie-Environnement-Infrastructures*, 2017/3 Etude 8 参照。
- (32) Civ. 3<sup>e</sup>, 26 sept. 2007, préc.

\* 本稿は, 科学研究費補助金・基盤研究 (A) 「科学技術の不確実性と法的規制—学際的観点からの包括的的制度設計の試み」及び科学研究費補助金・基盤研究 (A) 「現代独仏民事責任法の融合研究—日本法の再定位を目指して」の研究成果の一部である。